

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）  
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約（航空自衛隊海栗島分屯基地博多隊外連絡所）	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約（陸上自衛隊相浦駐屯地一般借上宿舎）	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	36,732,000 円	36,732,000 円	100.00%					
賃貸借契約（陸上自衛隊対馬駐屯地一般借上宿舎）	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	21,984,000 円	21,984,000 円	100.00%					
賃貸借契約（陸上自衛隊別府駐屯地一般借上宿舎）	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約（陸上自衛隊日達原駐屯地一般借上宿舎）	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約（陸上自衛隊福岡駐屯地一般借上宿舎）	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	30,829,200 円	30,829,200 円	100.00%					
賃貸借契約（陸上自衛隊福岡駐屯地一般借上宿舎、福岡地方協力本部一般借上宿舎）	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約（陸上自衛隊春日駐屯地一般借上宿舎）	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約(大分地方協力本部一般借上宿舍)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(航空自衛隊春日基地一般借上宿舍)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	5,784,000 円	5,784,000 円	100.00%					
賃貸借契約(航空自衛隊高良台分屯基地一般借上宿舍)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約(情報本部太刀洗通信所一般借上宿舍)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約(陸上自衛隊竹松駐屯地一般借上宿舍)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	30,696,000 円	30,696,000 円	100.00%					
賃貸借契約(陸上自衛隊湯布院駐屯地一般借上宿舍)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	7,200,000 円	7,200,000 円	100.00%					
賃貸借契約(FAC5050針尾島弾薬集積所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	8,318,880 円	8,318,880 円	100.00%					
賃貸借契約(FAC5119針尾住宅地区(C地区))	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約(FAC5119針尾住宅地区(D地区))	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (FAC5119針尾住宅地区 (E地区))	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	佐世保市長 富島 大典 長崎県佐世保市八幡町1番10号	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,944,880 円	1,944,880 円	100.00%					
賃貸借契約 (対馬駐屯地对馬射撃場)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約 (対馬駐屯地对馬訓練場)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約 (対馬駐屯地)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	対馬市長 比田勝 尚喜 長崎県対馬市厳原町区分1441	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	976,200 円	976,200 円	100.00%					
賃貸借契約 (別府駐屯地十文字原演習場)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	別府市長 長野 恭紘 大分県別府市上野口町1-15	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	8,527,686 円	8,527,686 円	100.00%					
賃貸借契約 (陸上自衛隊佐賀駐屯地 (仮称))	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	佐賀県佐賀空港事務所長 森 俊大 佐賀県佐賀市川副町大字大井道9 4 7 6 番地1 8 7	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	15,481,660 円	15,481,660 円	100.00%					
賃貸借契約 (佐世保基地業務隊艦艇係留施設)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	佐世保市長 富島 大典 長崎県佐世保市八幡町1番10号	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	1,151,216 円	1,151,216 円	100.00%					
賃貸借契約 (福岡地方協力本部大牟田地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					
賃貸借契約 (福岡地方協力本部飯塚地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-					

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約(福岡地方協力本部柳川地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(福岡地方協力本部福岡地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(福岡地方協力本部福岡西勢集案内所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(佐賀地方協力本部唐津出張所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(佐賀地方協力本部鳥栖地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(佐賀地方協力本部武雄地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(長崎地方協力本部諫早地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(長崎地方協力本部五島駐在員事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約(長崎地方協力本部島原地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第1号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
賃貸借契約 (大分地方協力本部竹田地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約 (大分地方協力本部佐伯地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約 (大分地方協力本部別府地域事務所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約 (大分地方協力本部大分募集案内所)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月1日	情報公開法第5条第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	-	-	-	-				
賃貸借契約 (陸上自衛隊佐賀駐屯地一般借上宿舎)	支出負担行為担当官 九州防衛局長 江原 康雄 福岡市博多区博多駅東2-10-7	令和7年4月30日	情報公開法第5条第1号及び第2号に基づき記載しない	-	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し、左記相手方と随意契約を締結したものである。	6,830,000 円	6,830,000 円	100.00%					